

各 私 立 学 校 設 置 者 様
(高・特・専(高等課程)・各)

岩手県ふるさと振興部学事振興課総括課長

「私立高等学校等学び直し支援補助金に係る事務処理について【第5版】」の作成について
(通知)

このことについて、別添のとおり「私立高等学校等学び直し支援補助金に係る事務処理について」を改正し、令和2年度分の補助金から適用することとしましたので、今後の事務処理に遺漏のないようご留意願います。

なお、改正の概要は下記のとおりです。

記

1 主な改正内容

(1) 支給対象期間の変更

支給対象期間を24月未満から 12月未満(定時制又は通信制の場合は24月未満) に変更する。

(2) 支給対象単位の条件追加

ア 再入学した単位制高等学校等の卒業に必要な単位として認定を受けた単位数及び就学支援金の支給対象単位数と合算して74単位までを対象とする。

イ 同一年度における就学支援金と当該補助金の支給対象単位数を合算して年間30単位までを対象とする。

(3) 支給額の見直し

支給限度額に加算額を合計した額が支給される世帯の年収が 590万円未満まで拡大。

(4) 令和2年7月支給分以降の所得の確認方法変更

令和2年7月支給分以降の所得の確認方法を、市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額に変更する。

2 経過措置について

1の(1)及び(2)について、令和元年7月分以降に令和2年6月分までの受給資格認定を本事務処理施行日以前までに受けている生徒は令和2年7月から適用する。

【担当】私学振興担当 高橋(希)
電話：019-629-5041 FAX：019-629-5049
E-mail：AH0007@pref.iwate.jp